第40回田原市市民協働まちづくり会議

日時:令和7年10月20日(月)

午後3時30分から

場所:田原市役所北庁舎3階 300議室

1 報告事項

(1) 市民協働まちづくりの推進体制について

資料1、資料2

(2) 市の機関の取組について (当日配付)

資料3

(3) 市民活動支援制度の活用状況について

資料 4-1、資料 4-2

(4) 田原市民活動支援センターの運営について

資料5

2 その他

○ 意見交換等

第41回会議:令和8年3月頃(予定)

<資料一覧>

資料1 田原市市民協働まちづくり条例の概要

資料2 令和7年度版田原市市民活動支援制度

|資料3| 市民協働まちづくり方針に基づく市の機関の取組 (当日配付)

資料 4-1 令和 6 年度 市民活動支援制度の活用状況

資料4-2 市民協働まちづくり補助金の活用状況

資料 5 田原市民活動支援センターの運営について

田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期:令和6年4月1日~令和8年3月31日

番号	職名	委員氏名	役 職 等	備考	出欠
1	委員	たらい みかこ 渡会 美加子	- (公募) -	1号委員(公募市民)	出
2	委員	はしもと きとえ 橋本 聡恵	- (公募) -	1号委員(公募市民)	出
3	副会長	藤原 裕泰	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 (市民活動団体)	出
4	委員	すずき ゆうだい 鈴木 雄大	田原青年会議所専務理事	2号委員 (市民活動団体)	出
5	委員	^{かなざわ} 金澤 みゆき	田原市ボランティア連絡協議会副会長	2号委員 (市民活動団体)	出
6	委員	藤井 正剛	田原市文化協会会計	2号委員 (市民活動団体)	出
7	委員	かい ふみお 甲斐 文夫	田原市スポーツ協会書記	2号委員 (市民活動団体)	出
8	委員	まえざわ まさかつ 前澤 政勝	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)	欠
9	委員	ませ、ひろふみ 間瀬 浩文	JA愛知みなみ代表理事専務	3号委員 (事業者の団体)	欠
10	委員	^{おおば ひろかず} 大羽 浩和	田原市企画部長	4号委員 (市の機関)	出
11	会長	藤井 吉隆	愛知大学地域政策学部教授	5号委員 (学識経験者)	出

【事務局】

平井 堅一郎(次長兼課長) 企画部 企画課 宮嶋 綾子(課長補佐兼係長) 藤村 美玖(主事補)
--

田原市市民協働まちづくり会議 配席表

令和7年10月20日(月)午後3時30分から 田原市役所北庁舎3階 300会議室

藤井 吉隆 (愛知大学地域政策学部)

委員 藤原 裕泰

(田原市地域コミュニティ連合会)

委員 渡会 美加子 (公募委員)

委員 橋本 聡恵 (公募委員)

委員 鈴木 雄大 (田原青年会議所)

委員 金澤 みゆき (田原市ボランティア 連絡協議会) 事務局(企画課)

委員 藤井 正剛 (田原市文化協会)

委員 甲斐 文夫 (田原市スポーツ協会)

委員 大羽 浩和 (田原市企画部)

企画部次長兼課長 課長補佐兼係長 主事補 平井 堅一郎 宮嶋 綾子 藤村 美玖

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成 17 年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』(市民 79 名・5 部会)において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- ③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- ④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成19年7月(~12月)に 『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討し ました。
- ⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成20年3月26日に公布(制定)しました。

2 条例に定める項目

- ① 総則的事項(第1条-第7条)
 - ・市民協働まちづくりの基本理念とそれぞれの役割
- ② 協働促進の方針(第8条)
 - ・協働を促進するための基本方針策定
- ③ 市民参加と協働(第9条・第10条)
 - 市民参加と協働の実現
- (4) 市民公益活動の支援(第11条-第13条)
 - ・市の機関による市民公益活動への支援
- (5) 地域コミュニティ団体(第14条-第18条)
 - ・地域コミュニティ団体の位置付けや責務等の明確化
- ⑥ 市民協働まちづくり会議(第19条)
 - ・市民協働まちづくり会議の設置

3 規則に定める項目

- ①地域コミュニティ団体の認定手続き(第2条-第5条)
- ②市民協働まちづくり会議の運営(第6条-8条)

4 田原市市民協働まちづくり会議

(1)設置根拠

- ■田原市市民協働まちづくり条例(平成20年4月1日施行)第19条により設置 (要点)
 - ・「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を 図るため、田原市市民協働まちづくり会議(以下「協働会議」という。)を設置する。
 - ・協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。
- ■条例施行規則第6条~第8条による運営体制

(要点)

- ・協働会議は15人以内の委員(任期2年)で構成し、委員互選により会長及び副会長1人を置く。
- ・協働会議は会長が招集し・議長を務める。
- ・協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で 決する。

(2)会議の役割

- ①『田原市市民協働促進方針』の検討
 - ○方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・ 義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働に よるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の 取組方針を定める。
 - 〇状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況 を確認・評価する。
 - ○方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を行う。

②『田原市市民協働促進方針に関わる施策(取組)』の検討

- ○行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組
 - ・市民への行政情報の提供制度のあり方
 - ・市民参画を確保する制度のあり方
 - ・指定管理者制度基本方針のあり方
 - ・アウトソーシング推進のあり方
 - ・公募・提案型協働事業のあり方 等
- ○市民公益活動における協働の促進に関する取組
 - ・市民活動団体の連携促進のあり方 等
- ○市民公益活動の支援に関する取組
 - ・活動環境の整備のあり方
 - ・市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
 - ・行政保有情報の提供のあり方
 - ・人的支援のあり方
 - ・財政的支援のあり方(公募型補助等)
 - ・市民公益活動に対するその他支援のあり方 等
- ○地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制
- ○基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

令和7年度 田原市市民活動支援制度

田原市では、市民参画・協働のまちづくりを促進するため、 市民の皆さんが実施する公益的な活動を支援するための制度を設けています。 ぜひ、あなたの市民活動にご活用ください。

みんなで社会に役立つ 活動がしたい!

田原市市民協働まちづくり事業補助金

健康福祉・環境保全・地域づくりなどの公益活動を行う市民活動団体さんを応援する 制度です。柔軟な発想で、社会に役立つ活動をぜひご提案ください! ※事業の経費や団体の設立年数により利用できる枠が異なります。



① 通常枠(補助対象経費が 10 万円を超える事業)

【募集期間】 令和7年2月3日(月)~3月3日(月)

*補助限度額 20 万円(補助率 2 分の1)

② 少額枠(補助対象経費が10万円以下の事業)

【募集期間】

令和7年2月3日(月)~令和8年1月20日(火) 随時受付(予算額に達し次第終了)

- *補助限度額 5万円(補助率 2 分の1)
- *活動のための講座の受講・視察も対象となります

③新規団体枠

新たに仲間を募って立ち上がった市民活動団体さん を応援する制度です。

【募集期間】

令和7年2月3日(月)~令和8年1月20日(火) 随時受付(予算額に達し次第終了)

- *補助限度額 7万円(補助率 10 分の 10)
- *設立3年未満の団体が対象となります



少額枠では、市民活動団体の活動に関連する 講座の受講や先進事例の視察も補助対象と なります! ぜひご活用ください。



市民提案型委託制度

市民活動団体さんが提案した地域の課題を解決するた めの事業を、市と団体が委託契約を結び、実施します。

【テーマ提示型】

【令和7年度募集テーマ】男女共同参画啓発事業 男女共同参画を市民の方に広く知ってもらうための講座 の企画、開催やパンフレットの作成など

【募集期間】

令和7年4月1日(火)~5月30日(金)

*事業費13万円(上限)

【選考方法】

書類審査、審査会(非公開)

※予算額は田原市議会第1回定例会議決後に確定します。

市役所の仕事を わたしたちでやってみたいな!





【目由テーマ型】

「こんな事業があれば地域の課題が解決できる かも!」という企画など、皆さんの自由な発想で ご提案ください。

【募集期間】

令和7年4月1日(月)~7月31日(木)

*事業費100万円(上限)

【選考方法】

書類審查、審查会(非公開)



〇それぞれの補助金、委託制度の詳細な募集概要は、市ホームページで紹介しています。



田原市社会貢献活動災害補償制度



田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動(社会貢献活動)中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体(地域コミュニティ、体育協会、文化協会、市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など 詳しくは企画課へお問合せください。)で、継続的に活動し、その責任者が明確になっている団体。 ※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動。

情報発信

市民活動だより



広報たはら



ATTAKA



インスタグラム



フェイスブック



どすごいネット



ホームページ



田原市民活動支援センター

市民活動に関する相談、支援等を行っています。

■田原文化会館フリースペース【電話】0531-22-1111(内線 811)※開設時のみ【開設日時】火曜日・土曜日 12:00~16:00 【Eメール】shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp



■田原市役所企画課(南庁舎 3 階) 【電話】0531-23-3507 【FAX】0531-23-0669 【開庁日時】平日 8:30~17:15

【Eメール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp

資料3

田原市の市民協働まちづくり方針 第4章に基づく 令和6年度実績と令和7年度の予定

田原市の市民協働まちづくり方針(H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)

基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

区分1【指針その2】 行政参加・協働の推進

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
- ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】 ③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

(1)市民参加・参画のあり方 a. 積極的な行政情報の公開

ı. <u>積極的な行政情報の公開</u> 現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組									
ニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。	〇情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。	【防災対策課】 ・広報たはら 防災知恵袋:隔月(偶数月)、特集:9月号、ほか随時掲載(継続) ・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等(継続) ・市政ほーもん講座開催(継続)	【防災対策課】	【防災対策課】 ・広報とはら 防災知恵袋:隔月(偶数月)、特集:11月号、ほか随時掲載(継続)・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等(継続)・市政ほーもん講座開催(継続)									
〇インターネットを活用したホームページ(市、市 議会等)やSNS、ケーブルテレビ(市政番組、議 会中継等)、声の広報、市政ほーもん講座等で情 報を提供しています。		【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。(継続) ・市民活動だよりの発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供する。(継続)	【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表した。 ・広報たはら(市民活動だより)に年12回掲載、市民活動だよりを年1回発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供した。	【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。(継続) ・市民活動だよりの発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供する。(継続)									
		【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続)	・市民目線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。	【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNS やケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続)									
		【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及 啓発に努める。(継続)	【環境政策課】 ・広報たはら(環境けいじばん)に年6回掲載や、ホームページにて、 環境やエコに関する情報提供を行った。	【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普 及啓発に努める。(継続)									
		【廃棄物対策課】 - ごみ収集カレンダーの発行(年1回)(継続) - ごみ収集カレンダーの発行(年1回)(継続) - 広報たはら(環境掲示板等)・HP・ごみ分別アプリ「さんあーる」等を活用した情報提供(継続) - 市政ほーもん講座の実施による情報提供(継続)	【廃棄物対策課】 ・ごみり集カレンダーの発行(年1回)(継続) ・ごみかり限分変更に伴う「ごみの分け方出し方パンフレット」の改訂発行 ・広報たはら(環境掲示板等)・HP・ごみ分別アプリ「あんあーる」等を活用した情報提供(継続) ・市政ほーもん講座の実施による情報提供(継続)	を活用した情報提供(継続)									
				の掲載、高齢者への支援内容等をまとまめた冊子である「高齢者福	【高齢福祉課】 ・広報とはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとまめた冊子である「高齢者福祉の手引」等により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を市民に対して紹介する。								
		【健康課】 ・健幸力レンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提供を行う。(継続) ・広報たはら(ヘルシーナの健康ナビ)にて健康づくりに関する情報提供を行う。(継続)	【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。 ・広報にはら(ヘルシーナ健康応援ナビ)にて健康づくりに関する情報 提供。	【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業 に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提 供を行う、(継続) ・広報たはら(ヘルシーナの健康ナビ)にて健康づくりに関する情報 提供を行う。(継続)									
		【観光課】 ・インスタグラムやツイッター等インターネットを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。(継続)	【観光課】 ・インスタグラム等SNSを活用し、適宜情報提供を行った。	【観光課】 ・インスタグラム等SNSを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。(継続)									
											【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を近報、市HP、報道発表等により行う。(継続) 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでな く、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」による 双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続)	提供を広報、市HP、報道発表等により行った。 ・渥美半島菜の花浪漫街道ブログでの情報発信ができなかった。	【街づくり推進課】 都市計画、都市差備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情 報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。(継続) 渥美半島菜の花浪漫街道プログの運用について検討する。(新 規)
		【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を市ホームページや広報たはら、市公式UNE, 田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。(継続)	提供した。 ・スポーツに関する情報を市ホームページや広報たはら、市公式LIN Eを活用して情報を提供した。	NE, 田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。(継続)									
		【消防署】 ・広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページにて消防に 関する情報提供を行います。(継続)	【消防署】 広報たはら(消防かわら版)年4回 消防本部ホームページを随時更新し情報提供を実施する。	【消防署】 ・広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページにて消防に 関する情報提供を行います。(継続)									

b. <u>行政活動への市民参加</u>の拡大

o <u>. 行政活動への市民参加の拡大</u>	A# 6 Pr 49	A Table to the All Control of th	A to a form a child	A ten to the A Te All		
現状 ○新たな事業やイベント・行事等について、広報	今後の取組 ○市民等と一体となってまちづくりに取り組	令和6年度の取組 【防災対策課】	<mark> 令和6年度の実績</mark> 【防災対策課】	<mark>令和7年度の取組</mark> 「Rt: (() 対策調1		
O前には事業やイベント・行事等について、仏教 たはら、パンフレット・市ホームページ等で市民等 にお知らせし、市民等による実施や行事への参 加を呼びかけています。	むことが「市民協働」の根底であることを市 職員が十分に理解します。	・防災訓練 市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練(継続) ・講座等 防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講 座、防災講演会等(継続)	・自主防災会一斉防災訓練を実施した。 ・防災カレッジ全4回、防災ボランティアコーディネーター養成講座を 実施した。	【防災対策課】 ・防災訓練 市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練(継続) ・講座等 防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成 講座、防災講演会等(継続)		
	○遊休資産の活用や地域包括ケアシステム の推進などの課題に対しても、市民協働を 踏まえて取り組みます。 ○市民等が参加しやすい方法(手法・日時・ 場所等)に改善するとともに、内容に応じた 効果的なPRを検討します。また、市民等が 参加(実施)するメリット(能力向上、ネット	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。 (継続) ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回)では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。(継続)	【企画課】 ・補助金「人材養成視察枠」の活用なし ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回)開催	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の少額枠の対象事業として市の 課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助す る。(継続) ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年 3回)では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目 線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。(継続)		
	ワークの構築化、精神的な達成感の獲得 等)を示せるように工夫します。 〇イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十	【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続)	【広報秘書課】 ・広報サポーター(5名) ・市民日線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。	【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNS ・ケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続)		
	分に行います。		【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツア一等を開催し、エコ普及啓発に努める。(継続)	【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアーを開催し、エコ普及啓発に努めた。 ・田原市SDGsフェスタ2024を開催し、SDGsクイズラリーやゼロカーボン先生の実験教室等を実施する中でたはらエコ・ガーデンシティ構想の市民理解増進を図った。 ・親子で挑戦!たはらエコチャレンジ検定!を実施し、環境や菜の花エコプロジェクト、ゼロカーボンの取組についての普及啓発を行った。	【環境政策課】 ・親子エコウッキング講座や菜の花エコツア一等を開催し、エコ普及啓発に努める。(継続)	
		【高齢福祉課】 高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地 域行事の開催を呼びかける。また、民生児童委員に対しても在宅 生活の支援や介護者支援等を紹介する。	[高齢福祉課] ・高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域 行事の開催を呼びかけた。また、民生児童委員に対しても在宅生活 の支援や介護者支援等を紹介した。	域行事の開催を呼びかける。また、民生児童委員に対しても在宅 生活の支援や介護者支援等を紹介する。		
			【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募ります。(継続)	【地域福祉課】 ・年間11回、406名に対して説明会を実施	【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募る。(継続)	
		【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。(継続) ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的にフォローアップ研修会を開催する。(継続) ・健幸アンパサダーに対して、定期的に健康づくり通信を発行する。(継続) ・子育て安心見守り隊、健幸アンパサダー養成講座を開催し、新たに人材を養成する。(新規)	【健康課】 ・たはら健康マイレージにて健康づくりの取り組みを推進。 ・子育で安心見守り隊(フォローアップ研修会3回/年)、食生活改善健康づくり会(勉強会16回/年) ・健康づくりアンバサーに対して、健康づくり通信の発行(4回/年)	【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。(継続) ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的 にフォローアップ研修会を開催する。(継続) ・健幸アンバサダーに対して、定期的に健康づくり通信を発行する。(継続) ・子育て安心見守り隊、健幸アンバサダー養成講座を開催し、新たに人材を養成する。(継続)		
		【観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り〜な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。(継続)	【観光課】 ・「田原市観光まちづくり実践塾」「観光体験博覧会たはら巡り〜な」により観光地域づくりへの市民参加を促した。	【観光課】 ・「田原市観光まちづくり実践塾」「観光体験博覧会たはら巡り〜な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。(継続)		
				み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した「渥美半島の 美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を 行う。(継続)		【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログの運用について検討する。(新規)
			【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図った。	【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図った。	【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図った。	
		【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら(消防か わら版)、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集する。(継 続)	【消防署】 ・救命講習の開催を広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホーム ページに掲載した。(年9回) ・親子で参加できる消防体験イベント(わくわく消防フェスタ)を開催し	【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集する。 (継続)		
		・親子で参加できる消防体験イベント(わくわく消防フェスタ)を開催 する。(継続)	<i>t</i>	・親子で参加できる消防体験イベント(わくわく消防フェスタ)を開催 する。(継続)		

c. 市民公募委員の導入

*KATESVT/					
現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組	
○方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法 ○	O広く市民の意見を反映するため、市民公	【企画課】	【企画課】	【企画課】	
令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員 募				・市民協働まちづくり会議(2名)(継続)	
を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討 言	言しやすい会議運営等を目指します。	·男女共同参画推進懇話会(2名)(継続)	·男女共同参画推進懇話会(2名)任期:R5.4.1~R7.3.31	·男女共同参画推進懇話会(2名)(継続)	
を進めています。引き続き市民公募委員の募集		【商工課】	【商工課】	【商工課】	
を行っています。		・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、ま	・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用し、市	・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、ま	
		た、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開		た、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開	
		催する。(継続)		催する。(継続)	

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

現状 今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
〇毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進 の協議会等が設置され、中には多くの会議に参 画する団体もあるので、これらの会議が、団体運 営の負担とならないよう、代表者の負担経滅を 等の男女割合にも留意します。	負担とな 施廃合・・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、 ず、委員 た人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継 ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加 議を開催します。(継続)	【全課室】 目的に応じ ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目	(全課室) 的に応じた・・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じたした人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継続)

e. パブリックコメント制度

U. 112 /// -/ 2 1910C				
現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
〇パブリックコメントの手続			【広報秘書課】	【広報秘書課】
	《一ジで公表し、市民の 方的な原案の提示とならないよう、分かり	→ 「・パブリックコメント 令和6年度:7件(予定)	・パブリックコメント 6件:第二次田原市自殺対策計画、第3期田原市	・パブリックコメント 令和7年度:4件(予定)
意見を反映させながら、計	画等を策定していま すい情報提供に努めます。	第2期田原市自殺対策計画 、第3期子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画、健康たはら21第3次計画、第5次田原	[田原市総合教育大綱·教育振興基本計画、田原市空家等対策計
す。				画、田原市住生活基本計画、田原市新型インフルエンザ等対策行
		原市行政改革大綱 、田原市シティセールス推進計画 、	興条例の制定	動計画
		第2次田原市景観基本計画	・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかけた。	
		・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかけ		る。(継続)
		る。(継続)		

f. <u>市民意見の提案制度</u>

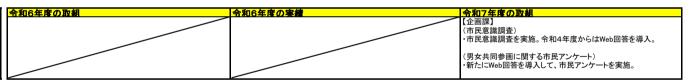
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
〇市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設	〇現行の提案制度を充実しつつ、制度のP	【広報秘書課】	【広報秘書課】	【広報秘書課】
		・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は、提案	・提言箱29件、ホームページ提言フォーム80件	・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は、提案
コーナー「市民の声」等で集められた後、関係各		者に回答するとともに事務の参考とする。寄せられた意見の概要は		者に回答するとともに業務の参考とする。寄せられた意見の概要
課に送付(定期的に部長会議で報告)され、関連		部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行う。(継続)	た。	は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行った上で、市
施策に反映するとともに、必要に応じ提案者に回				ホームページで公表する。(継続)
答しています。				
				【図書館】
〇平成21年度に制定した「市民の声」取扱要綱に			・館長直行便(意見箱)を設置し、市民からの意見・提案がしやすい環	・館長直行便、こどもしつへのおてがみ(意見箱)の設置(継続)
基づき、公共性のある提言と回答を市ホーム			境を整え、図書館長からの回答を図書館内に掲示し、市民の声の見	
ページで公開しています。			える化を行っている。	

g. 意見交換のための会議開催

. <u>息見文後のための芸器所能</u> 現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
	○会議の設置、地域懇談会等の会議への出	【防災対策課】		【防災対策課】
コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種		会議等 防災事務連絡会開催(4月)、自主防災活動推進協議会		·会議等 防災事務連絡会開催(4月)、自主防災活動推進協議
団体が主催する総会等への出席により意見把握		(年2回)(継続)		会(年2回)(継続)
に取り組んでいます。		【環境政策課】	【環境政策課】	【環境政策課】
			・たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把	
				把握、課題認識、解決策の検討などを行う。(継続)
			・たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実	
		実現推進を図る。(継続)	現推進を図った。	実現推進を図る。(継続)
		【廃棄物対策課】		【廃棄物対策課】
		・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源		・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源
		化等施策の推進方策の検討(継続)	等施策の推進方策の検討(継続)	化等施策の推進方策の検討(継続)
		・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量	・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量化	・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量
		化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換(継続)	を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換(継続)	化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換(継続)
		【親子交流館】	【親子交流館】	【親子交流館】
			・子育て支援関係者交流会の開催により、子育てサークルと関係支	・入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと行政
			援団体との交流を図った(2回)。	の協働促進、および子育てサークル・関係支援団体相互の交流を
		図るため、子育て支援関係者交流会を開催する。(継続)	FA 2711414-103	図るため、子育て支援関係者交流会を開催する。(継続)
		【街づくり推進課】	【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まち	【街づくり推進課】
			・ 田原地区より スワ争未、福江地区より スワ争未、赤羽根地区より 一づくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等にお	
				等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。(継続)
			・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道	・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道
			パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交	
		交換などを行う。(継続)	換などを行った。(継続)	見交換などを行う。(継続)
		【図書館】	【図書館】	【図書館】
		・年3回の図書館協議会の開催(継続)	・年3回の図書館協議会の開催(継続)	・年3回の図書館協議会の開催(継続)
			・月1回の」「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者	
		者によるミーティングの実施(継続)	によるミーティングの実施(継続)	者によるミーティングの実施(継続)
				・元気はいたつ便ボランティア、ブックスタートボランティア、音訳ボ
		ランティアの方と随時、意見交換を実施。	ンティアの方と随時、意見交換を実施。	ランティアの方と随時、意見交換を実施。
		【地域課】		【市民サービス課】 渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域
			・渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会	
			長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の	地域における課題等の解決に取り組む。(継続)
		等の解決に取り組む。(継続)	解決に取り組んだ。(R6.4.3・R6.6.21・R7.3.7開催)	

h. アンケート調査 **褒状** 〇総合計画の実現状況を把握する市民意識調査(3年ごとに市民・団体・事業者別に実施)、各 分野のアンケート調査(定期又は随時)によって、 統計的に市民意識等を把握しています。

今後の取担 ○施策実施における客観的根拠資料となる よう、アンケート等の調査方法(実施時期・対 象・設問・回答方式等)を改善するとともに、 回答率の向上を図ります。また、他の都市と の比較や経年比較等、多方面な評価と複合 させ、本市の強み・弱みを把握します。



(2)行政活動における協働のあり方

地域コミューニノ田はしの物料(素紅)

a	地域コミユーナイ団体との協働(安託)				
	現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
	みステーションの管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参	容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減 を検討します。	【防災対策課】 • 自主防災活動 防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合 防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼等(継 続)	自主防災活動として、防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合	【防災対策課】 ・自主防災活動 防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合 防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼等 (継続)
	加や公職委員の推薦など地域関係事項について 幅広く依頼し、協力を得ています。 〇市からの依頼業務が増加しており、自治会等 の負担となっています。依頼業務での負担を軽減 するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対	し、市からの依頼事項に取り組むことによ り、地域課題も同時に解決できるように工夫	絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間	・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡 会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間スケ	【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連 終会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間 スケジュールを示した。
	して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。		各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動 等を行った。(継続)	・ごみの適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行った。(継続)	等を行った。(継続)
			【地域福祉課】 ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援 を必要とする方の新しい情報を地域 へ提供し、市と地域と情報の 共有を行う。(継続)	・5月と11月に地域及び関係団体に最新の名簿を提供し、情報を共 有	【地域福祉課】 ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援 を必要とする方の新しい情報を地域 へ提供し、市と地域と情報の 共有を行う。(継続)
			地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。(継続)	・多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農 道等の地域資源の保全管理を支援した(田原市全域内の19組織:地	
				・災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管	【市民サービス課】災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。(継続)

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

今後の取組 〇地域コミュニティ団体のもつ地域課題(生活環 境の整備、諸制度の改善等)に関する要望は、地整理するとともに、一緒になって対応策や制 域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申 出によって行われています。

○市の機関では、コミュニティ担当課または各事 業課において、これらに対応するとともに、平成 19年度からは「まちづくりアドバイザー」に連絡機 能(地域の希望把握)を持たせています。

○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・ 度改善に取り組みます。また、市の機関が 実施する個々の施策についても、全体の公 平性等を確保しながら、その地域に即した進 め方を検討します。

令和6年度の取組 防災対策課】 防災活動に関する相談対応(継続) 《総務課】 対応を検討する。

・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行 【地域課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュ

令和6年度の実績 【防災対策課】 防災活動に関する相談対応等を随時行った。 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即し 応を行った。(継続) まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行っ た。(継続) 【地域課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュ ニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。 ティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させた。 ニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。 継続)

令和7年度の取組 【防災対策課】 防災活動に関する相談対応(継続) た対応を検討する。

まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行 「市民サービス課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュ

c. 特定業務の外部委託(市指定委託) 現状

○専門資格を要する市の業務の実施に関して は、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格 者の採用や職員の資格取得による対応から、外 部委託(事業者等)による対応に切り替えていま

〇公共施設等における専門性を活かしたサービ スと効率性の向上を目指して、事業者や市民活 動団体による指定管理者制度を導入し、協働対 象事業のリストアップを行っています。

今後の取組 〇指定管理者制度を含む既存の委託に加

(継続)

催(継続)

え、協働対象事業について、業務内容に応 じた協働の推進を図ります。

合和6年度の取組 市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続) 市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続)

【企画課】 ・市民提案型委託制度により事業募集を行った。 ・市民活動支援センター運営 委託先:たはら市民活動応援隊 週2日4時間の相談窓口開設

【地域福祉課】 "地域福祉課" ・障害者等からの様々な相談に対応するため、市内の障害福祉事 ・障害者等からの様々な相談に対応するため、市内の障害福祉事業 業所へ相談支援業務を委託し実施する。(継続) 所へ相談支援業務を委託し実施した。(継続)

令和6年度の実績 令和7年度の取組

市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続) 市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続)

| 地域福祉課】 ・障害者等からの様々な相談に対応するため、市内の障害福祉事 業所へ相談支援業務を委託し実施する。(継続)

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託) 現状

〇平成22年度から、市の事業について市民から 広く事業提案を募る「市民提案型委託制度(テー マ提示型・自由テーマ型)」を運用しています。

〇市民に広く公募する提案型委託制度の活用に より、公益活動が行われています。

今後の取組 〇市民・市民活動団体・事業者との協働が 可能な事業について実施のあり方を研究し 市民提案型委託制度の活用等により、成果 の向上を目指します。

和6年度の取組 【企画課】 市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業(継続) 図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開

【企画課】 市民提案型委託制度により男女共同参画啓発事業を行った。 ※事業委託1件 【図書館】 図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会を開催し

令和6年度の実績

令和7年度の取約 【企画課】 市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業(継続)

年世代が図書館の困りごとを解決」事業(新規)

(図書館) 図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開 催(継続) ・NPO法人たはら広場による「セカンドキャリアを地域貢献に!定

5

e. 様々な協働形能の道 1

8. 様々な協働形態の導入				
現状 今後の取組			令和6年度の実績	令和7年度の取組
○市の施策の中で、市民・団体等と一緒になって ○業務内容に				【環境政策課】
取り組まないと成果を上げられない業務等におい か、市民等の得	得意分野を活かせるような協 📗・特定外	外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を	・特定外来生物であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を	・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を
ては、協議会等を設けて調整を図っています。 働方式の導入	・維持に取り組みます。 開催し、			開催し、一斉防除等を行う。(継続)
			点防除区域の倉田・松下地区では、全体で行う一斉防除に加え、4	
○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民 OPFI(プライク			月、5月、8月、10月の合計4回防除を実施した。	
	パブリック・プライベート・パート	<u></u>	/ c	
	の行政と民間の特性・能力等 【廃棄物		【廃棄物対策課】	
			田原リサイクルセンター炭生館 -R1/PFI期間終了	
法を導入し、効率的かつ効果的な公共サービス			-R1/PFI期间於 」 R2-R6/長期包括委託契約	
の提供を図っています。				
	【教育約			【教育総務課】
			・給食を提供する給食センターの維持管理・運営をPFIにて行った。給	
	ターの糸			ターの維持管理・運営をPFIにて行う。
			193日	

(3)市民参加・協働状況の公表

しています。

活用できるようにします。

| 今和6年度の取組 | 【企画課】 | (企画課) | (企画課) | ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の把・市民協働まちづくり会議を年2回開催し、各主体の取組状況や意見の把握に努めた。

今和7年度の取組 【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の 把握に努める。(継続)

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。 (条例第12条第1項) の 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。 (条例第12条第2項) ® 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。 (条例第13条)

(1)活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

現状		令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
○市民や団体等の活動拠点として、市民館をは	〇公共施設の集約化や重点化、複合化等を	【赤羽根市民センター・生涯学習課】	【生涯学習課】	【赤羽根市民センター・生涯学習課】
じめ、文化会館や運動施設等を整備するととも	踏まえ、公共施設のサービスの適正化を図	・赤羽根地域における公共施設再編について協議	・赤羽根地域における公共施設再編について協議を行ったが、引き	・赤羽根地域における公共施設再編について協議
に、あいち共同利用型施設予約システムの改	ります。		続き協議中	
善、利用負担の減免等により利便性の向上、活				【生涯学習課】
				・田原市社会教育施設等長寿命化計画の一部見直しと計画に沿っ
	用施設の利活用を進めます。	た改修等の推進		た改修等の推進
〇合併や人口減少により、重複した施設や行政			いて進捗管理を行った。	
目的を終えた公共施設も増加しているため、公共				
施設の適正化に取り組んでいます。				

b. 市民公益活動の環境整備

₽	[
3	見状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
(○市民等が安心して市民公益活動に取り組める				【企画課】
					・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活
3		者の傷害等に対応する体制を維持するとと	動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益		動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公
3	す。	もに、必要に応じ、制度内容を見直します。	活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続)		益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続)
			【地域福祉課·生涯学習課】	【地域福祉課】	【地域福祉課·生涯学習課】
			・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活	社会貢献活動災害補償制度保険に加入し、公益性の高い活動中の	・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活
			動中の事故を補償。(継続)	事故に対する補償等を行った。	動中の事故を補償。(継続)
				【生涯学習課】	
				・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の加入	
ᆫ					

(2)情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供 現状

〇公益性の高い活動(共催・後援事業等)につい ては、可能な範囲内で、広報たはらや市のホームついて、市民活動支援センターが主体とな ページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通しり、広報活動を行うとともに、より市民活動へ じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲の期待や関心が集まるような紹介の仕方を 示により、必要な情報を提供しています。 工夫します。

〇田原市民活動支援センターを介して、支援セン ターホームページ、広報たはら等で市民活動団 体等の取組を紹介しています。

今後の取組 ○市民等への市民公益活動の情報提供に

県市などの各種支援施策の積極的な伝達や

市が保有する住民情報の提供の是非を検討

今後の取組

1.ます.

合和6年度の取組 个面課 信する。(継続)

市民活動支援センターは、市民協働まちづくり事業補助金等を活 用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発 【地域福祉課】

・田原市婚活支援事業補助金を活用して市民等が実施する婚活イ ベント等の情報を「広報たはら」や市のホームページ上で紹介する。紹介した (継続)

【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示 板や図書館ホームページ・SNSの活用(継続)

・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で 市のホームページ、広報たはらへの掲載をする(継続)

令和6年度の実績 (企画課)

・市民活動支援センターでは、市民協働まちづくり補助金等を活用し た団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信した。

(地域福祉課) 市民等が実施する婚活イベント等の情報を「広報たはら」やSNS等で

図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板 や図書館ホームページ・SNS等を活用し情報発信に努めた。

【生涯学習課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市 のホームページ、広報たはらへの掲載。

(企画課)

・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり事業補助金等を活 用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発 信する。(継続)

【地域福祉課】

会和7年度の取組

・市民等が実施する婚活イベント等の情報を「広報たはら」やSNS 等で紹介する。(継続)

[図書館]

・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示 板や図書館ホームページ・SNSの活用(継続)

令和7年度の取組

・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で 市のホームページ、広報たはらへの掲載をする(継続)

b. <u>行政情報の提供</u>

〇市で把握できる市民活動団体に有益な国県等 の情報は、できる限りお知らせするようにしていま 善しながら、市民活動団体の活動情報や国

〇市が保有する住民情報等は、個人情報保護 法・条例の取扱基準に従う必要があります。原則 として市民活動団体には提供していませんが、地 区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の見守り活 動に対し、申請により住所、氏名、性別、年齢を 掲載した一覧表を貸し出しています。

○市が保有する住民情報等については、個人情 報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治 会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度 等を設けています。

令和6年度の取組 ○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改

地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民 基本台帳に登載されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、 性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す。

【喜齡福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基 本台帳に登載されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性 別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す高齢者見守り活動情報提供制 名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す。

| 喜齢福祉課】 地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民 基本台帳に登載されている個人情報のうち、対象者の住所、氏

(3)人的・財政的支援等のあり方 a. 市民公益活動への人的支援 現状

〇人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、田 原市民活動支援センターによる活動相談や「まち づくりアドバイザー」の派遣、自主防災活動推進 地区の支援等を行っています。

○市の機関の職員等が各種団体に参加す る機会をできる限り多く設け、市民等と市役 所の相互理解や信頼の構築を進めるととも こ、自らの見識の向上も図ります。

〇事業担当課だけでなく、全課室がさまざま な分野の市内市民活動の状況を把握し、市 役所全体で連携し、市民公益活動を支援し

合和6年度の取組

市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。

市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。(継

【総務課】 まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。 今和6年度の宝績

令和6年度の実績

・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行った。 市職員の公益活動、地域活動への参加を呼び掛けた。

・まちづくりアドバイザーが相談業務を行った。(継続)

市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。

・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。 (継続) 【総務課】

まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。

b. 市民公益活動への財政的支援

〇地域コミュニティ団体や各分野の団体に対し て、市の施策の推進に関連した補助金が支出さ れています。

今後の取組 〇"市民の手"によるまちづくりを推進するた め、市民協働まちづくり基金を活用した市民 公募型補助事業を継続し、効果的な支援を 目指します。

〇より利用しやすい補助制度とするため、募 集スケジュールや申請手続き、審査方法の 改善を図ります。

合和6年度の取組

・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援す る。(継続)

|地域福祉課]

・市民等が企画し、又は提案する結婚の推進を目的とした出会いの・実績なし 機会を積極的に提供する事業等に田原市婚活支援事業補助金に より活動資金の支援をします。今年度予算10万円(上限額)×3団

令和6年度の実績

・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し 6団体(内訳:通常枠2、少額枠2、新規団体枠1、チャレンジ枠1)

(企画課)

令和7年度の取組

・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援す る。(継続)

c 市民公益活動へのその他の支援

С.	川氏公量治動へのての他の文法					
	現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組	
	〇田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に	〇引き続き、共催・後援等の承認を行い、優	【企画課・生涯学習課・スポーツ課】		【企画課・生涯学習課・スポーツ課】	
	合致する市民公益活動(イベント等)については、		・共催、後援の承認。(継続)	・共催、後援の承認。(継続)	・共催、後援の承認。(継続)	
	共催または後援し、施設利用料の減免や活動の	ど市民公益活動の促進策に取り組みます。				
		また、市民ニーズを把握し、必要となってい				
		る市民公益活動を活性化させるための支援				
		メニューを検討します。				
			【廃棄物対策課】	【廃棄物対策課】	【廃棄物対策課】	
			・団体等による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出	・団体による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出を	・団体等による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸	
			(継続)	行った。	出(継続)	
			・軽トラック貸出事業において、ボランティア活動に対する利用料減	・軽トラック貸出事業において、ボランティア活動に対する利用料減免	・軽トラック貸出事業において、ボランティア活動に対する利用料減	
			免制度の活用を図る(継続)	を行った。	免制度を導入(継続)	

(4)市民間協働の支援のあり方

a. 市民間協働の促進のための支援

現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
〇市の機関は、市民公益活動における市民等の			【企画課】	【企画課】
			・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを委託により運営	・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。
の設置や活動をPRするイベンの開催を支援して			した。	(継続)
います。			・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」開催の支援	
	材情報の把握・提供に取り組みます。	援を行う(継続)	を行った。	援を行う(継続)

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

- ■市民協働まちづくり条例における市の機関の資務 ③ 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】 ⑩ 行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

	地域コミュニティ団体の振興のあり方(②市の機関の支援のあり方 . 地域コミュニティ団体の振興策				
現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組	
〇平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。	ちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、	・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。	ティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行った。(継続)	【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。 ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。	
b. 地域コミュニティ団体の意見の反映					
現状	今後の取組	令和6年度の取組	今和6年度の実績	令和7年度の取組	
○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施 に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とし。					
説明会を開催し、地域住民の意見を把握しなが					
ら進めています。	た地域の意見に配慮しながら進めていきま				
	す。また、市全体のまちづくりの実現に留意				
	しつつ、まちづくり推進計画等における地域	/	l /		

	の取組方針に配慮します。			
o. <u>地域コミュニティ団体の認定制度</u> 現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
〇田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)しています。	〇地域コミュニティ団体の活性化の手段の 一つとして、田原市市民協働まちづくり条例 施行規則の規定項目について、現状を踏ま			
※認定状況(令和5年4月現在) コミュニティ協議会 20協議会 校区 6校区	えて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)します。			

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

- ■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務 ① 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】 ② 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1)基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の確保・管理・運用

現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
〇市の合併に対する国の支援として用意された	○原資を定期預金等で運用し、その運用益	【財政課】	【財政課】	【財政課】
手法(合併特例債による借入)を中心に原資を積				・原資等を定期預金等で適正に運用する。
		予算編成の際に基金の設置目的に沿った事業への活用を検討す	・予算編成の際に基金の設置目的に沿った事業への活用を検討す	・予算編成の際に基金の設置目的に沿った事業への活用を検討
基金の設置目的に沿った活用以外にこの部分の		්	ే .	する。
	○経済情勢や市の財政状況に応じて、原資			
	を含めて、まちづくりのために活用していきま			
	す。			

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運田

b. 一般奇何寺による積立部分の催保・連用	一般命行寺による横立部がの帷保・連用				
現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組	
Oこの基金は市民等の寄付による積み立てもで C				【企画課】	
きるため、市民公益活動の支援財源を確保するは	は、取り崩して使うことも運用益を利用するこ			・市民協働推進寄附金(継続)	
	とも可能であるため、二一人に応じて振り分 ナ、活用していきます。	・渥美半島田原市応援寄附金(ふるさと納税)(継続)	・渥美半島田原市応援寄附金(ふるさと納税) 寄附件数 54,634件	・渥美丰島田原市応援奇附金(ふるさと納柷)(継続)	
	Oふるさと納税における、寄付の使い道とし	【図書館】		【図書館】	
7	て「地域の助け合い」の応援を指定した寄付	・雑誌スポンサー制度(継続)	・雑誌スポンサー制度を活用し、図書館資料の充実を図った。	・雑誌スポンサー制度(継続)	
金	金は、地域助け合いのために運用していき				
	ます。				

(2)基金運用益の活用のあり方 a. 市の機関が実施する関係事業への基金及び基金運用益等の充当

a. 甲のઉ度別の天肥りる関係争果への基立。	Dの候倒が失能する関係争集への基立及び基立連用金寺の尤当。				
現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組	
○基金は、必要に応じ取り崩し、以下の事業に充 当することができます。 ・コミュニティ施設整備補助金 ・市民協働まちづくり事業補助金 ・市民提案型委託事業	目的(市民のネットワークの構築、地域振興 及び市民公益活動の促進)に即して、まず、 市民公益活動(公募)の補助経費に充当し、 残額は基金の目的に即して実施される市の	【企画課】 市民協働まちづくり事業補助金経費として活用する。 市民協働推進寄附金を市民協働まちづくり基金に積立てる。	【企画課】 市民協働まちづくり事業補助金経費として活用した。 市民協働推進寄附金を市民協働まちづくり基金に積立てる。	【企画課】 市民協働まちづくり事業補助金経費として活用する。 市民協働推進寄附金を市民協働まちづくり基金に積立てる。	
・田原市民活動支援センターの運営 ・市民館整備事業 〇基金運用益は、市が市民活動を振興するため に設置している田原市民活動支援センターの事 業費用や市民協働まちづくり事業補助金、市民 提案型委託制度等に活用しています。					

b. 基金及び基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

現状	今後の取組	令和6年度の取組	令和6年度の実績	令和7年度の取組
○基金を活用し、コミュニティ施設等整備補助制		【企画課】		【企画課】
		・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援す	・市民協働まちづくり事業補助金により支援した。	・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援す
備費を助成しています。	度等を見直し、さらなる充実化を図ります。	る 。		ం
〇基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事 業補助制度等により、市民活動を支援していま す。				
		【総務課】 ・コミュニティ施設等の整備に要する費用の支援に活用	【総務課】 ・コミュニティ施設整備等に対する支援制度により支援した。	【総務課】 ・コミュニティ施設等の整備に要する費用の支援に活用

令和6年度 田原市市民活動支援制度の活用状況

1 田原市市民協働まちづくり事業補助金

409,000円

(1) 通常枠

市内の市民活動団体が行う公益的な事業(地域づくり、福祉、環境保全等)の事業費の一部を支援する制度。団体の自立を促し、目的実現を支援するため、補助は3年を限度としている。

(補助率1/2、上限20万円)

○補助額5万円以上20万円以下(補助対象経費20万円以上)の事業

団体名・事業名	事業内容	補助額 (総事業費)	事業担当課
(一社)スマイルビーチ プロジェクト スマイルビーチプロジェ クト2024	障がいのある人もない人も互いに 支え合い、地域でいきいきと暮らす 社会の実現「ノーマライゼーション の地域づくり」を目指し、障がいを 持つ子どもを対象にサーフィンの体 験会を実施。	73, 000 円 (146, 870 円)	地域福祉課
子育てサークル ここしか 子育て世代の学びの場つ くり	田んぼの勉強会や豚を育てる等の体験会を開催し、子どもたちが食べ物へ感謝する気持ちを学ぶ。また、子育てグッズの交換会等のイベントを通じ、子育て世代の交流を図り、みんなで子育てをする場を作る。	200, 000 円 (505, 612 円)	生涯学習課

(2) 少額枠

○補助額5万円未満(補助対象経費10万円未満)の事業 (補助率1/2、上限4万9千円)

団体名・事業名	事業内容	補助額 (総事業費)	事業担当課
視覚障害者団体 さくらんぼ 心とこころをつなぐ	視覚障害者に対する理解を深めることを目的に、音楽イベントを開催。 視覚障害者と晴眼者のコラボ演奏、 目隠し体験、視覚障害に関するクイ ズ大会を実施し、楽しみながら視覚	14, 000 円 (42, 058 円)	地域福祉課
音楽会	障害者と市民の交流を深める。		
くぬぎの会	図書館を拠点としたまちづくりに ついて最新事例を学び、今後の読み	39, 000 円	
くぬぎの会 30 周年記 念講演会	聞かせ活動に活かすため、慶応義塾 大学の糸賀雅児氏を迎え、講演会「最 近のまちづくりと図書館」を開催。	(79, 174 円)	図書館

(3)新規団体枠

新しく設立された団体の活動経費の一部を支援するもので、市民活動団体の新しい担い手づくりを目的とする。(補助率10/10、上限5万円)

■当該年度に設立満3年に満たない団体

団体名・事業名	事業内容	補助額 (総事業費)	事業担当課
たはら女性コミュニティ 運営委員会 女性起業家スタート アッププロジェクト	女性が趣味や学んだスキルを活かしてビジネスを始めるためのきっかけの場として、「やってみまいマルシェ」を開催。	50, 000 円 (53, 178 円)	商工課

(4) チャレンジ枠

市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動を支援する制度。若者が公益活動にチャレンジし、楽しみながらまちづくりに取り組めることを期待。(補助率1/2、上限9万円)

■おおむね18~40歳の市民5人以上で構成される団体

団体名・事業名	事業内容	補助額 (総事業費)	事業担当課
一般社団法人ほっきょく たはらマーブルタウン	子どもたちが仮想都市であるマーブルタウンでまちづくりを体験し、遊びながら自ら考え学ぶ自主性を育むことを目的としたイベント「たはらマーブルタウン2024」を開催。	33, 000 円 (77, 949 円)	企画課

(5) 人材養成枠

団体の活動に関する専門知識を習得する講座・研修等で、公益活動の推進に有効なものに対する参加費や旅費を支援する制度。

【講座】 →応募団体なし **【視察枠】**→応募団体なし

R7 通常枠2団体、少額枠0、新規団体枠1団体 R7.10.1 現在

2 市民提案型委託事業制度

市民活動団体からの提案による事業の委託制度。市が目的を決めて募集する「テーマ提示型」と、団体が分野や取り組みを自ら考えて提案する「自由テーマ型」がある。

※令和6年4月号広報及び田原市ホームページで周知

【テーマ提示型】

- (1) 募集期間: 令和6年4月1日(月)~5月31日(金)
- (2) 募集テーマ:男女共同参画啓発事業(委託費上限:130,000円)
- (3) 応募団体:YAROMAI
- (4) 事業名: こどもを守る性情報リテラシー育成事業 命の誕生や性教育に関する親子教室の開催 (全2回、小学6年生以下の児童とその親)
- (5) 事業内容:性について専門的な知識を持ち、こども向けの性教育の実績のある、こもれ び助産院の河辺紅子氏を講師として、親子で命の大切さを学ぶ。

※インターネットやスマホの普及に伴い、正しい知識を持たない年齢の子どもが誤った性に関する情報を簡単に入手できてしまう。こころと身体を守るために必要な「性の知識」を幼少期から伝えていく。

【自由テーマ型】

(1) 募集期間:4月1日~7月30日

→応募団体なし

3 社会貢献活動災害補償制度

市民公益活動(社会貢献活動)中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図る。

【制度活用状況】※事故件数は、契約期間(5月3日~翌年5月3日)で集計

	傷害事故	損害賠償	合計	備考
令和3年度	5件	1件	6件	
令和4年度	21件	0件	21件	
令和5年度	16件	0件	16件	
令和6年度	9件	2件	11件	
令和7年度	9件	2件	11件	R7. 9. 25 現在

		·											R7.4.1改正/i	田吊科			
	ń	予和2年度 第15		R3年度		R4年度		R5年度		77 Mr	_	R6年度				7年月	度(10月1日現在)
	III MEL	実績	111 344	実績	111 144	実績	111 344	実績		予算	111 144	実績		III aki	予算	111 MAL	実績
	件数	金額 ・凧の学校・はや ぶさ	件数	・崋山劇・凧の学校・はや	件数	・マイク大谷氏講演会実行委員会	件数	金額 ・田原ロータリークラ ブ	件数	金額	件数	金額 ①一般社団法人スマイルビーチプロジェクト「サーフィン体験、ハロウイン地引網」	a= 16 Lt	件数	金額	件数	金額 ①子育てサークル「ここしか」 「子育て世代のいのちの学び」 200,000円
通常枠 対象経費10万円以上 補助限度額20万円 (補助率1/2)		・海の寺子屋実行 委員会(新型コロ ナの影響で中止)		ぶさ (新型コロナの影響で中止)		・渥美半島ウルトラ ネイチャーラン実行 委員会(自己資金で 運営できたため取 下げ)						73,000円 ②子育てサークル「ここしか」 「子育て世代の学びの場づくり」 200,000円	通常枠 対象経費10万円超 補助限度額20万円 (補助率1/2)				②一般社団法人ほっきょく 「たはらマーブルタウン2025」 138,000円
	1	200,000	1	200,000	1	200,000	1	200,000	2	400,000	2	273,000		2	400,000	2	338,000
少額枠 対象経費10万円未満 補助限度額 4万9千円 (補助率1/2)				・豊橋みなみおや こ劇場		・視覚障害者団体さくらんぼ		・視覚障害者団体さくらんぼ				③視覚障害者団体さくらんぼ 「心とこころをつなぐ音楽会」 14,000円 ④くぬぎの会 「くぬぎの会30周年記念講演会」 39,000円	少額枠 対象経費10万円以下 補助限度額 5万円 (補助率1/2)				
(福却)年1/2)		0	1	42,000	1	38,000	1	42,000	2	100,000	2	53,000	(福却李1/2)	3	150,000	0	0
新規団体枠 補助限度額 5万円 (補助率10/10)		・サツキボタン ・GoGosGa(活用 予定であったが、 新型コロナの影響 で中止)				•一般社団法人泉中学校跡施設利活用 地元協議会 • 埴						(5)たはら女性コミュニティ運営委員会「女性起業家スタートアップ応援プロジェクト」 50,000円 ・子どもたちのために今できる事を実行委員会「渥美半島アスリートプロジェクト」・スポーツ課委託事業で実施(取下げ)	新規団体枠 補助限度額 7万円 (補助率10/10)				①育ち愛まるしえ実行委員会 「育ち愛まるしぇ」 70,000円
	1	50,000	0	0	2	100,000	0	0	2	100,000	1	50,000		3	210,000	1	70,000
人材養成枠(講座)																	
補助限度額 2万円 (補助率 全額or一部)																	
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20,000	0	0					
人材養成枠(視察) 補助限度額	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40,000	0	0					
4万円 (補助率 全額or一部)																	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0		60,000	0						
チャレンジ枠 補助限度額 9万円												⑥一般社団法人ほっきょく 「たはらマーブルタウン」 33,000円					
(補助率1/2)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	90,000	0	33,000					
合計	2	250,000	2	242,000	4	338,000	2	242,000		750,000	6	409,000	合計	8	760,000	3	408,000

田原市民活動支援センターの運営について

【1】田原市民活動支援センターの運営状況

- (1)設置目的:市民活動の活性化を図るため、平成19年度に設置
 - ○市民活動団体に対する情報の提供
 - ○市民、団体間の交流促進
 - ○その他支援による市民活動の推進

(2) 設置場所及び設備

- ○場所:田原文化会館フリースペース内 約26.9 ㎡
- ○設備:カウンターテーブル、掲示板、閲覧用パソコン、電話(内線)、メールアドレス、印刷機等

(3) 運営体制の経緯

	運営方式						
H19.4~H22.3	《業務委託》特定非営利活動法人たはら広場						
H22.4~H28.3	《市直営》 市民活動推進スタッフ(嘱託員)、市民協働課職員						
H28.4~H29.4	《市直営》 企画課協働係職員						
H29.5~	《業務委託》たはら市民活動応援隊						

(4)運営内容

○市民活動相談、情報紙発行、広報記事作成、ホームページ運営、しみんのひろば企画運営、 東三河市民活動推進協議会への協力、講座の開催、印刷機利用受付 等

(5) 相談件数推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
総件数	(4.5 休)49	64	43	64	32

(6)主な相談内容

- ○活動相談 →NPO設立・手続き関係はどうしたらいいか
- ○補助金関連 →市補助金の申請相談/各種助成制度の情報収集
- ○広報 →市広報媒体への掲載依頼等
- ○一般 →情報交換
- ○市民活動団体交流会 →イベント出展等の相談

【2】令和7年度の運営体制

(1) 応募団体: たはら市民活動応援隊

(2) 委託期間: 令和7年4月1日~令和8年3月31日

(3) 開設日:毎週火・土曜日/正午~午後4時

(4) 委託金額: 499,000円

(5) 委託内容

- (1) 市民活動に関する相談及び助言
- (2) 市民活動を行う人材の育成及び支援
 - ① 市助成金の周知と相談支援
 - ② 各種民間助成金情報の周知と相談支援
 - ③ 市民及び市民活動団体を対象とした講座「市民まちづくり講座」の開催 ※外部の講師料については、市の予算で対応。
 - ④ 市民活動団体間の交流及び市民活動への参加啓発を目的としたイベント「しみんのひろば」 の企画及び運営
- (3) 市民活動に関する情報の収集、提供及び発信
 - ① 市民活動の取材
 - ② 市内外の市民活動に関する情報の周知
 - ③ 市民活動だよりの原稿作成(年1回)
 - ④ 広報たはらの原稿作成
 - ⑤ メールマガジンの発行
 - ⑥ SNSを活用した情報発信
 - ⑦ どすごいネットを活用した情報の収集及び発信







作ろう』

各回先着8組

¥500 受付にて



からだにやざしいごはん

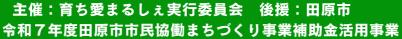




パパママのしゃべり場

















開催日時

2025年 11/8 由 10:00~14:00

要事前由込

子どもと一緒に子育て世代や女性目線での防災を考え、 お子さんに大切な存在であることを体験を通して届ける 参加型の講座です。災害時の非常食の調理や試食の他 に、避難所生活において、トイレなどの日常生活を安心 安全に送るためプライベートな環境(空間)を確保するこ とや、「性」や「いのち」の関わりを一緒に学びます。

<講師>

こもれび助産院 助産師/ 思春期相談員

未就学児から大学生、保育士さんなどを中心に 「いのちの教育講座」を多数実施 災害時における健康管理についても情報発信中

小学生と保護者 中学生、幼児の兄弟姉妹の同伴OK

ほうべの森 田原市谷ノロ公園 多目的ホール 定員

15組 大人だけの参加もOK

持ち物

米1家族0.5合 飲み物 おかず(任意) レジャーシート(任意)

参加費

無料 ※お気持ち寄付大歓迎



YAROMAI 田原市民提案型委託事業

@YAROMAI_FAM



お申込みは

お問合せ